

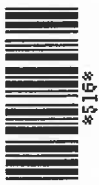
期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月14日
 大阪地方裁判所堺支部執行係
 裁判所書記官 小山 和彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月 2日から 令和 7年 4月10日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月17日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月 1日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所堺支部執行係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間の最終日の受付は午後5時までです。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区美木多上 |
| | 地 番 | 982番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 123.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区美木多上982番地22 |
| | 家屋 番号 | 982番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル
2階 43.88平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 1月 8日

大阪地方裁判所堺支部執行係

裁判所書記官 小山 和彦

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区美木多上 |
| | 地 番 | 982番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 123.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区美木多上982番地22 |
| | 家屋 番号 | 982番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル
2階 43.88平方メートル |



令和 6年(ケ)第 117号
令和 6年10月24日受理
令和 年 月 日提出
6.11.26

現況調査報告書

大阪地方裁判所堺支部

執行官 谷 本 雅 則

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 堺市南区美木多上
地 番 982番22
地 目 宅地
地 積 123.53平方メートル
- 2 所 在 堺市南区美木多上982番地22
家屋 番号 982番22
種 類 居宅
構 造 木造ルーフィングぶき2階建
床 面 積 1階 52.99平方メートル
2階 43.88平方メートル



その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の氏（ローマ字表記）
- (2) 郵便受けの表示 なし（表札とほぼ一体）

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、その形状は別紙土地建物位置関係図（概略）のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われる。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地となっており、北西側にて幅員4mを超える道路に接している。当該道路の詳細については評価人による評価書を参照されたい。
- (3) 上記接面道路は北（やや北東寄り）から南（やや南西寄り）に向けて上り傾斜になっており、それと等高に接する目的土地についても北端付近の方が南端付近より約0・6m位高い。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は概ね別紙間取略図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われる。なお、目的建物の北側玄関付近は1mをやや超える程度に高くなっている。
- (2) 室内の状況は別紙添付写真のとおりであり、テレビ等の家財道具や日常生活用品等の動産類がまばらに存在するが、照明器具のない部屋が多く、冷蔵庫や洗濯機も存在せず、電気及び水道も止まっていることから、住居としては使用されていないと思われる。
- (3) 室内で小型犬1匹が放し飼いされており、特に1階の床等の所々に犬の排泄物があって相応の動物臭が認められる。
- (4) 上記(3)の汚損に加えて犬の毛があちこちに散乱し埃が堆積しているほかは、概ね経年相当の劣化・損耗が認められる。

4 その他の状況について

郵便受けには所有者宛の郵便物があったものの、特に滞留しているというほどではないことから、最近まで飼い犬の世話などで時々人の出入りがあるのではないかとと思われる。

以上

執行官の意見

目的物件の占有関係

立入調査（所有者宛ての郵便物の存在等）の結果から、目的建物は所有者が住居（空き家）として使用、占有しているものと認める。

以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R6年10月25日 10:15-10:30	大阪法務局堺支局	公図等調査
R6年11月7日 11:15-11:25	物件所在地	物件及び占有調査(不在), 照会書等投入(回答なし)
R6年11月13日 14:45-14:55	物件所在地	物件および占有調査(不在), 在宅要請書投入
R6年11月22日 9:20-10:00	物件所在地	立入調査(評価人帯同, 解錠)
R6年11月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年11月22日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

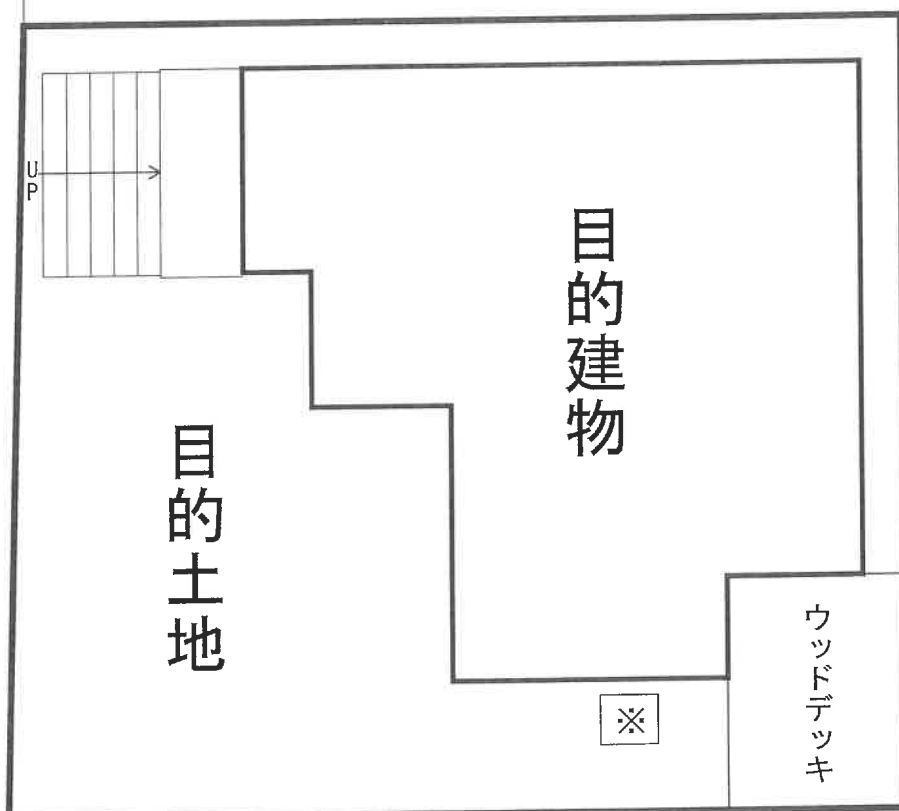
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図（概略）



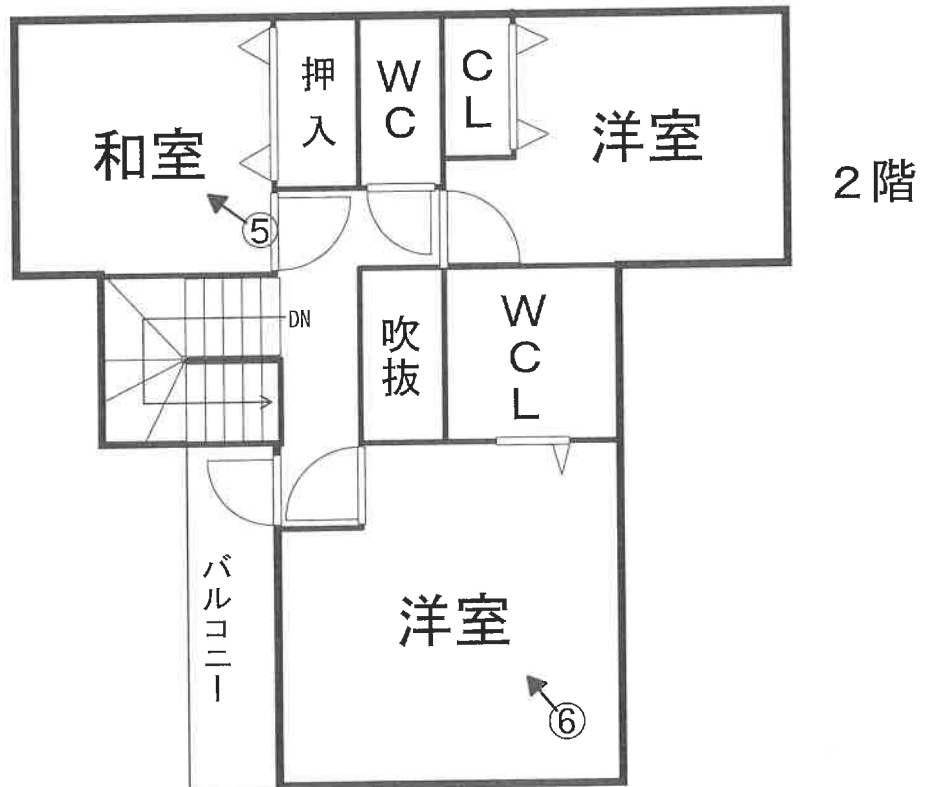
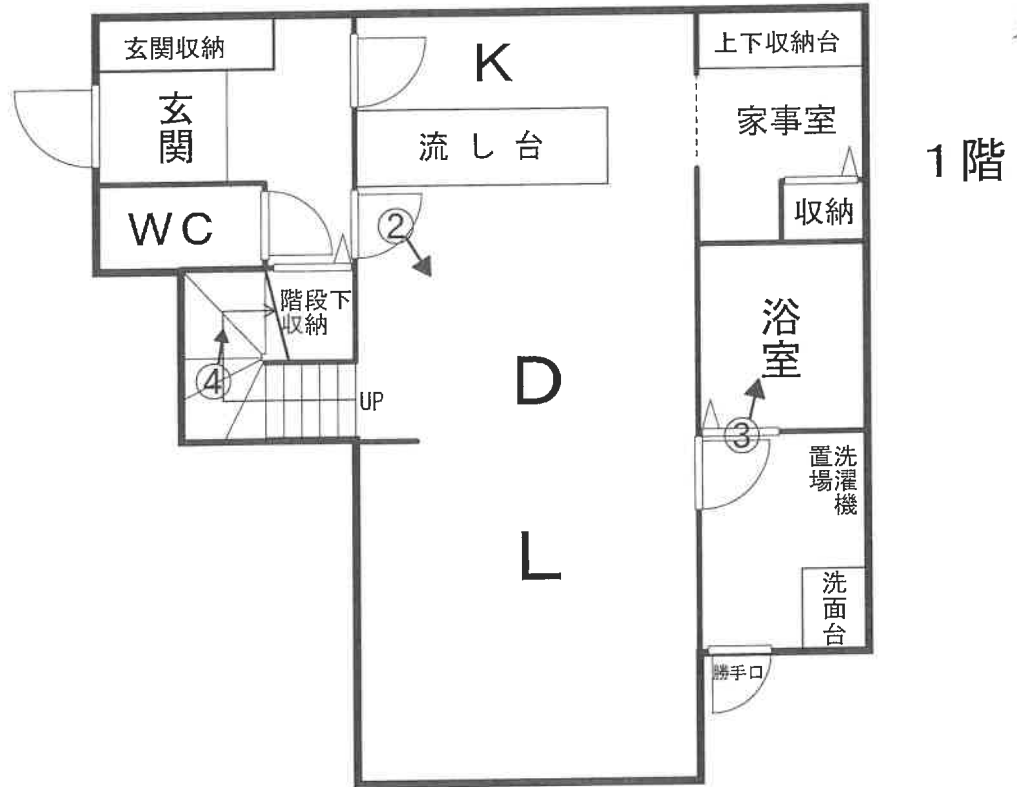
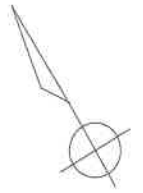
道路



※ヒートポンプ給湯機

←○写真撮影位置・方向

間取略図



←○写真撮影位置・方向

目的建物

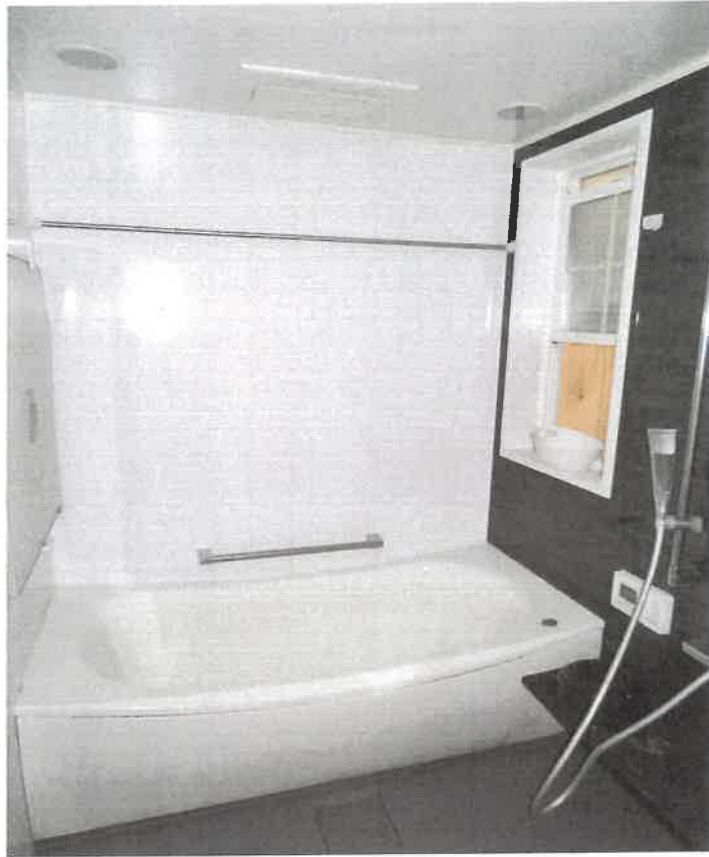


①

目的土地

②





③

犬の毛と埃が堆積した階段



④



⑤



⑥

令和6年（ケ）第117号
令和6年11月22日 現地調査
令和6年12月6日 評 価

大阪地方裁判所 堺支部 御中

評 価 書

(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

前 田 陽 子

第1 評価額

一括価格	
金 11,270,000 円	
内訳価格	
物件 1	金 2,490,000 円
物件 2	金 8,780,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の要因(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	物件目録及び地積測量図と現地概測数量は概ね一致した。
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	物件目録及び建物図面と現地概測数量は概ね一致した。
番号	特記事項		
1,2	・特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位置・交通	泉北高速鉄道「光明池」駅 南東方 道路距離 約2300m 最寄バス停「山戸」停留所 北西方 道路距離 約500m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中小規模一般住宅が建ち並ぶ丘陵地の新興住宅地域。今後、格別の変動要因はないので、当分の間現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域
	用途地域	ない
	建ぺい率	50%
	容積率	100%
	防火規制	ない
	その他の規制	高さ10m、外壁後退1m、専用住宅に限定される(開発登録簿 堺市第4881号)、宅地造成工事規制区域
画地条件	規模	123.53㎡
	形状	略長方形
	間口・奥行	間口約10.5m(北西側)・奥行(最長)約11.9m
	高低差等	傾斜地
接面道路の状況	北西側	幅員約9.5m舗装市道(法42-1-1号道路)に概ね等高に接面。
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	居宅の敷地
	北西側	道路
	南西側	住宅
	南東側	住宅
	北東側	住宅
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり(処理区域内)
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	土壌汚染対策法等、特定施設に係る公的資料調査、土地の閉鎖登記簿、昭和51年・平成元年の住宅地図の資料調査による限りにおいては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお土壌汚染の有無、内容についての詳細は専門家による土壌調査を要する。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局に備え付けられた地積測量図をもとに現地にて確認したところ、目的土地は概ね登記面積通りの地積、地積測量図通りの形状と認められる。 ・目的土地の南西側は駐車スペースである。また南東側にウッドデッキ、南側にヒートポンプユニットが設置されている。 ・全体的に北向き緩傾斜のため、駐車スペースは接面道路と等高であるが、目的建物の玄関部分は道路より約1.2m高くなっている。 ・目的土地は埋蔵文化財包蔵地「陶邑窯跡群 光明池地区」に含まれており、土木工事等の際には60日前までに届出を要する。詳細は担当課に確認されたい。 ・目的土地は市街化調整区域に存するが、開発登録簿記載の専用住宅に限り建替え可能である。詳細は担当課に確認されたい。 	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存等 耐用年数	建築年月日 (登記記載) 平成26年1月30日 新築 経過年数 約10年 経済的残存耐用年数 約25年	
仕 様	構 造	木造
	屋 根	ルーフィング葺
	外 壁	サイディングほか
	内 壁	クロス貼ほか
	天 井	クロス貼ほか
	床	タタミ・フローリングほか
	設 備	電気, 給排水設備等
	そ の 他	浴室乾燥機, 食洗機, IHクッキングヒーター, 太陽光パネル
床面積(現況)	延 96.87㎡ 増築はなく, 登記と現況数量は同じである。	
現況用途等	階 層	2階建
	現況用途	居宅
	間 取 り	3LDK+家事室
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	債務者兼所有者が空家の状態で占有している。	
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・目的建物は築後約10年経過している。室内で小型犬を放し飼いしているため、1階LDKを中心に床等が糞尿で汚れているほか悪臭も感じられる。このほか内壁クロスに若干の損傷等が見られる以外、特に大きな損傷等は認められず、概ね経年相応の減価と考えられるが、上記の理由で維持管理の状態が良好とはいえない。 ・屋根に太陽光パネルが設置されている。キッチンにはIHクッキングヒーターで、オール電化住宅の可能性もある。また目的建物の南側にEV充電用コンセントがついている。 ・目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は低い。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・目的建物は完了検査を受けている。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	70,300	1.01	123.53	0.90	7,894,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 和泉-24

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} & \\ 76,800 \text{ 円/㎡} & \times 100/100 & \times 100/103 & \times 100/106 & \ni & 70,300 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.03	1.00	1.00	1.00	1.03
◇地域格差:	街路	接近	環境	行政	総合(相乗積)
	0.99	0.99	1.03	1.05	1.06
イ 個別格差:	接面・方位	規模	形状	その他	総合(相乗積)
	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01

ウ 地積: 登記数量による。

エ 建付減価: 土地と建物の適応状況からみて-10%が適切と判断した。

② 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) エ(ア×イ×ウ)
2	180,000	96.87	0.47	8,195,000

ウ 現価率

経過年数	約10年
経済的残存耐用年数	約25年
観察減価	35%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\text{現価率} = \{ \text{残価率} 5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数} 25\text{年} / (\text{経過年数} 10\text{年} + \text{経済的残存耐用年数} 25\text{年}) \} \times (1 - 0.35) \ni 0.47$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ(ア×イ)
1	7,894,000	0.55	法定地上権	4,342,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ[(ア+イ)×ウ×エ×オ×カ]
1	7,894,000	-4,342,000		1.00	0.70	0.00	2,490,000
2	8,195,000	+4,342,000	1.00	1.00	0.70	0.00	8,780,000
一括価格 (合計)							11,270,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他控除減価(敷金等)

本件の場合不要。

第6 参考価格資料

1 地価公示【和泉－24】

所 在 : 和泉市光明台1丁目14番14
価 格 : 76,800円/㎡
位 置 : 泉北高速鉄道「光明池」駅 南東方 約2,500m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 285㎡
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水
接 面 街 路 : 南東6m市道
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率40%、容積率80%)
地 域 の 概 要 : 中規模住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1	6,621,208 円
物件2	5,591,887 円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図(写)
- 3 地積測量図(写)
- 4 建物図面・各階平面図(写)
- 5 土地建物位置関係図(概略)
- 6 間取図(概略)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 堺市南区美木多上 |
| | 地 番 | 982番22 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 123.53平方メートル |
| 2 | 所 在 | 堺市南区美木多上982番地22 |
| | 家屋 番号 | 982番22 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造ルーフィングぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル
2階 43.88平方メートル |



最寄駅

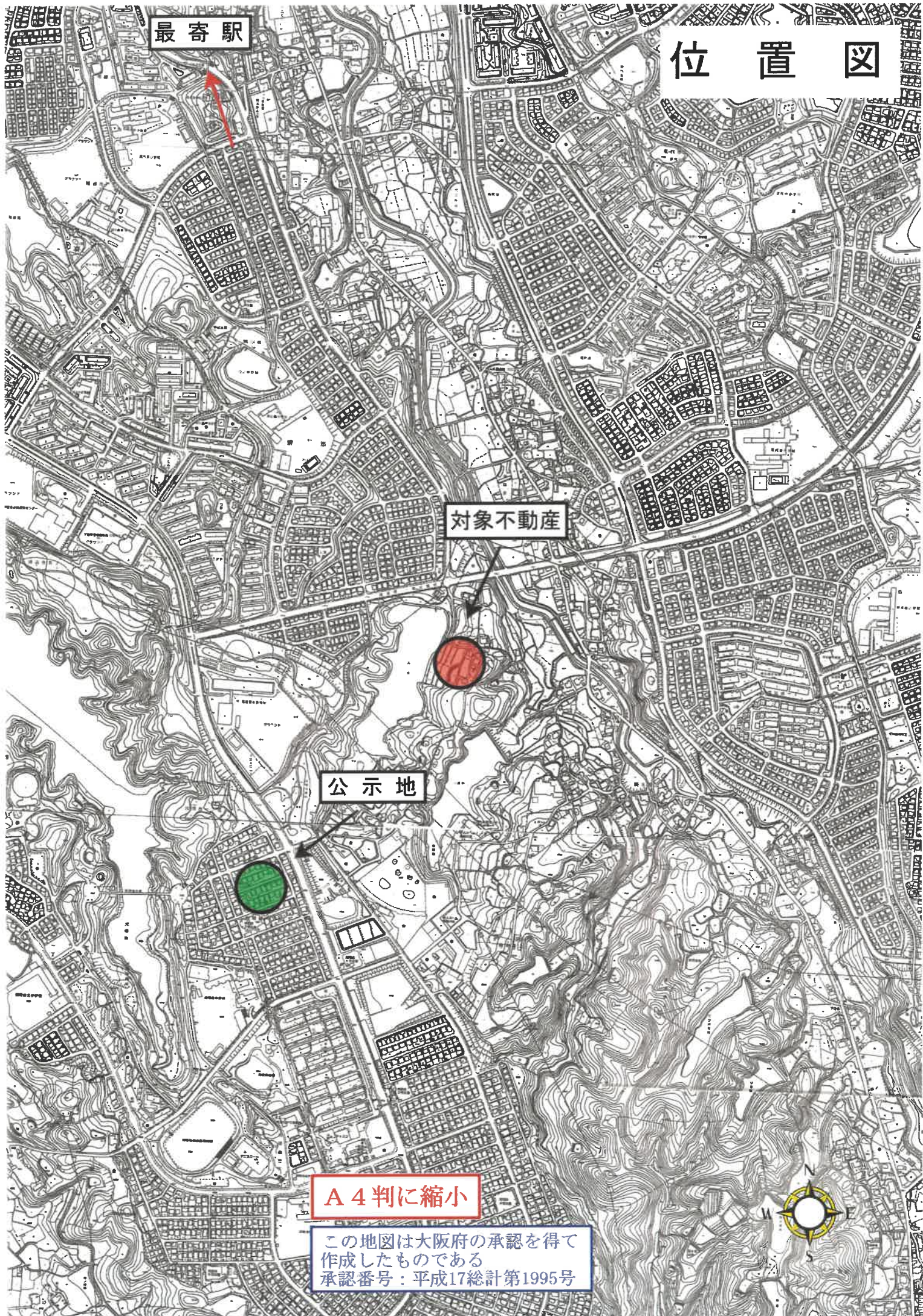
位置図

対象不動産

公示地

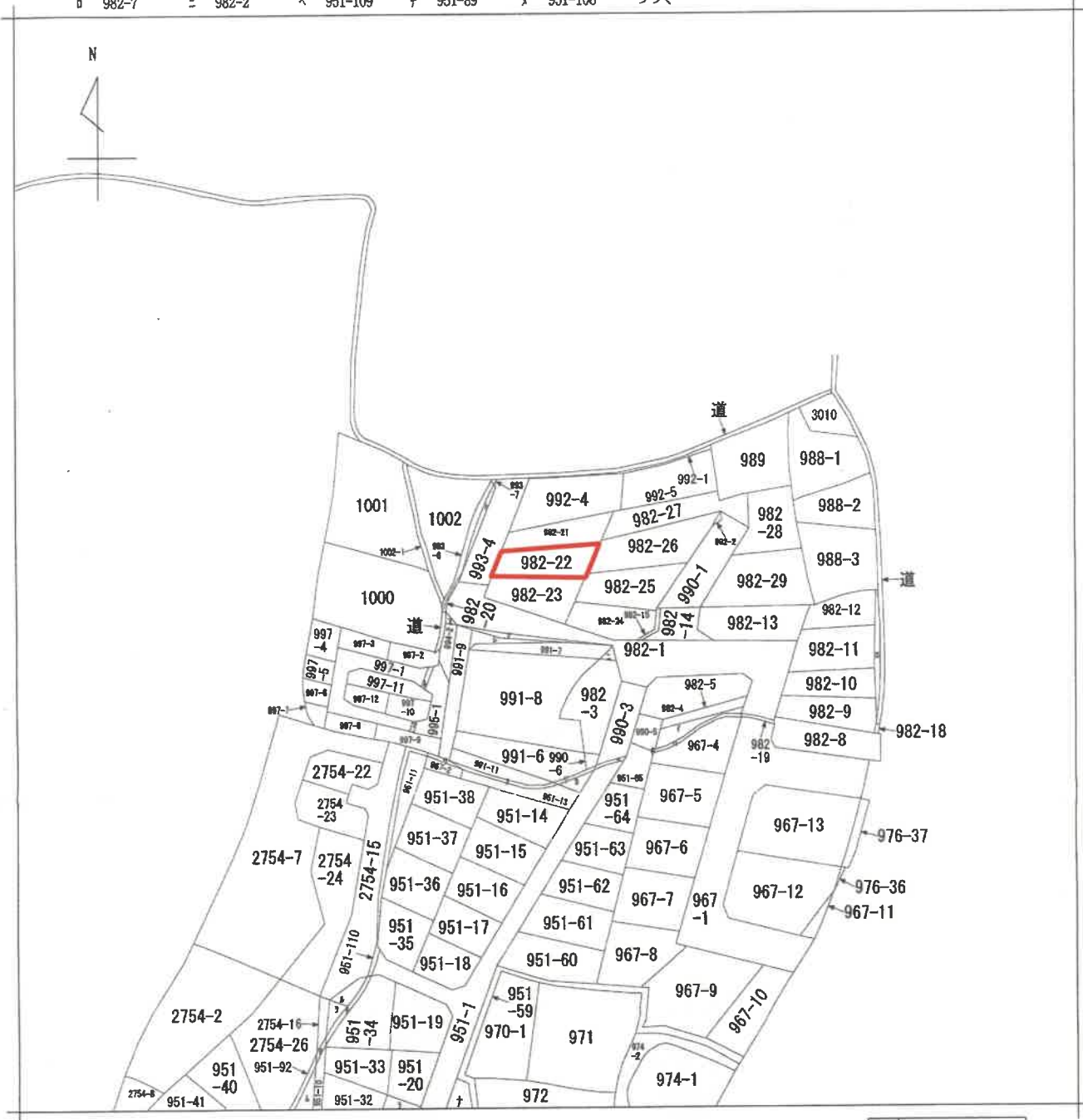
A4判に縮小

この地図は大阪府の承認を得て
作成したものである
承認番号：平成17総計第1995号



公図写

イ 982-6 ハ 982-16 ホ 951-106 ト 993-5 チ 951-107 ツ 2754-21
 ロ 982-7 ニ 982-2 ヘ 951-109 テ 951-89 ツ 951-108 ッ 2754-21



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	堺市南区美木多上		地番	982番22		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和6年8月28日
福岡法務局

請求番号: 32-1
(1/2)

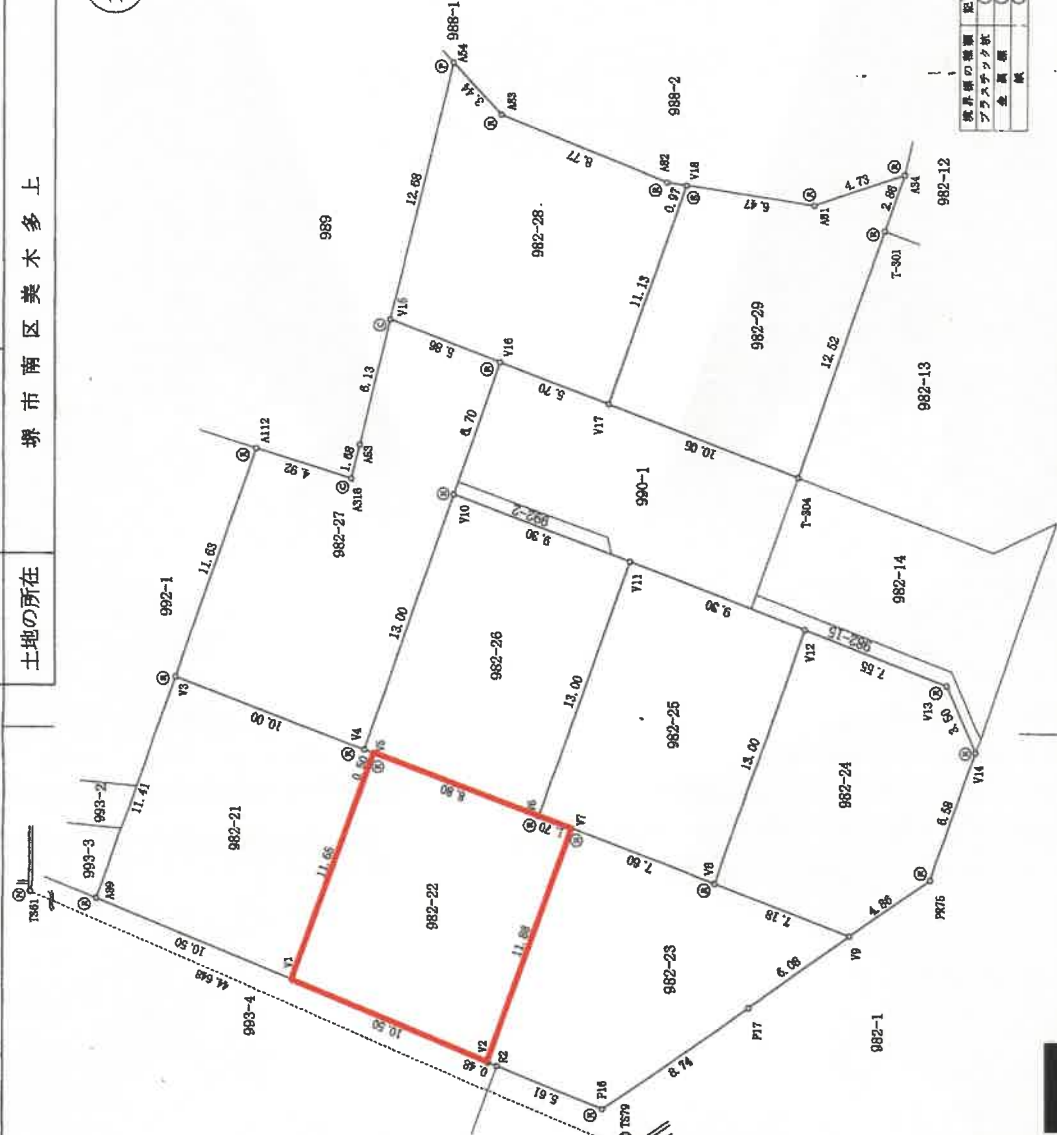
A4判に縮小

登記年月日：平成25年7月12日

地積測量図

地番 982-21~29
土地の所在 堺市南区美木多上

1/2



基準点網区縮尺1:5000

基準点名	X座標	Y座標
TS22	-170181.988	-46640.998
TS69	-170309.835	-46821.005
TS80	-170242.862	-46516.871
TS91	-170242.767	-46626.241
TS79	-170284.097	-46646.134

既知点の名称及び座標値(世界測地系)
 座標系 VI 測量年月日 平成24年 5月 30日
 既知点の名称 X座標 Y座標 縮尺係数
 堺市-基礎点132 -170061.688 -46518.654 0.999927
 堺市-基礎点133 50017 -170109.772 -46548.608 0.999927
 堺市-基礎点134 50018 -170136.063 -46852.240 0.999927

A4判に縮小

作成者 土地家産調査士 [Redacted]

申請人 [Redacted]

縮尺 1/250

(平成25年5月8日測量)
(平成25年6月8日作成)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局堺支局管轄)
 令和6年8月28日 福岡法務局 登記官

登記年月日：平成25年7月12日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局堺支局管轄)
令和6年8月28日 福岡法務局 登記官

地積測量図

地番 982-21-29

所在地 堺市南区美木多上

2/2

座標求積表

Table with columns: 測量点 (Measurement Point), 引張距離 (Tension Distance), 引張角 (Tension Angle), 照点 (Reference Point). Rows include points A89, V1, V4, V3, V2, V7, V6, P2, P16, P17, P9, P8, P15, P14, P13, P10, P12, P18, A316, A34, A31, A34, A31.

Table for 地番 982-27: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V4, V10, V16, V15, A33, A316, A112, V3.

Table for 地番 982-28: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V15, V16, V17, V18, A22, A23, A24.

Table for 地番 982-29: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include T-304, T-301, A34, A31, V18.

Table for 地番 982-21: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include A89, V1, V6, V4, V3.

Table for 地番 982-22: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V1, V2, V7, V6, V5.

Table for 地番 982-23: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V2, P2, P16, P17, V9, V8, V7.

Table for 地番 982-24: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V9, P17, V14, V13, V12, V8.

Table for 地番 982-25: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V8, V12, V11, V9, V7.

Table for 地番 982-26: 測量点 (Measurement Point), Xn, Yn, (Xn+1-Xn-1) Yn 距離 (Distance). Rows include V6, V11, V10, V4, V5.

作成者 土地家屋調査士 (平成25年5月8日測量) (平成25年5月8日作成)

申請人

縮尺 1/

A4判に縮小

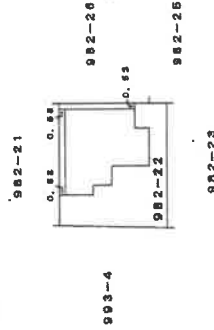
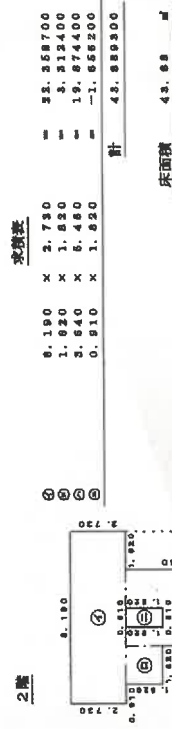
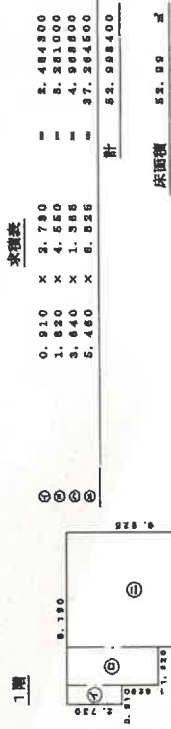
登記年月日：平成26年2月6日

各階平面図

建物図面

家屋番号 982番22

建物の所在 堺市南区美木多上982番地22



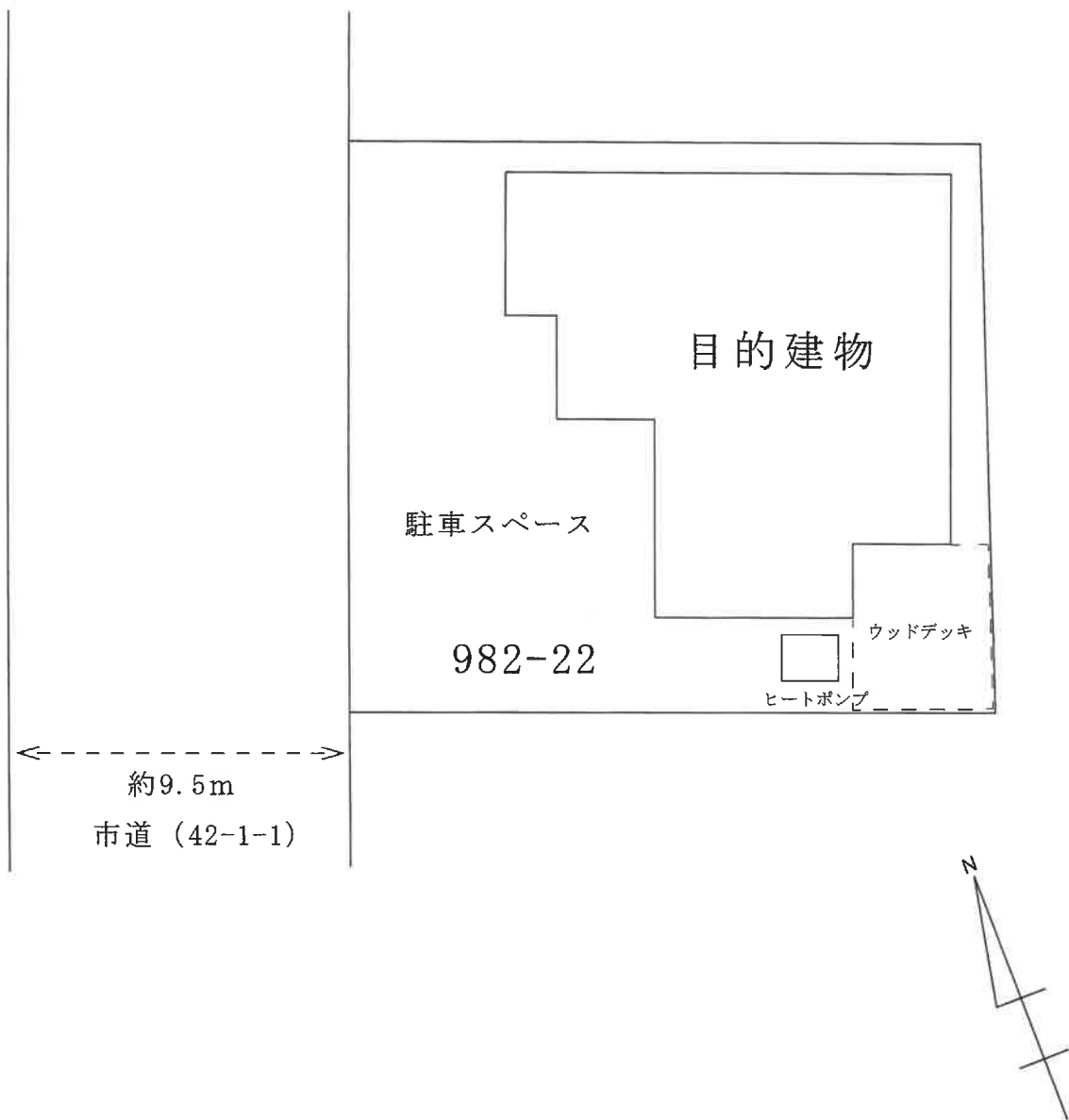
作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 1/500
平成26年2月4日作成			

A4判に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
 (大阪法務局堺支店(管轄))
 令和6年8月28日 福屋法務局 登記官

土地建物位置関係図（概略）

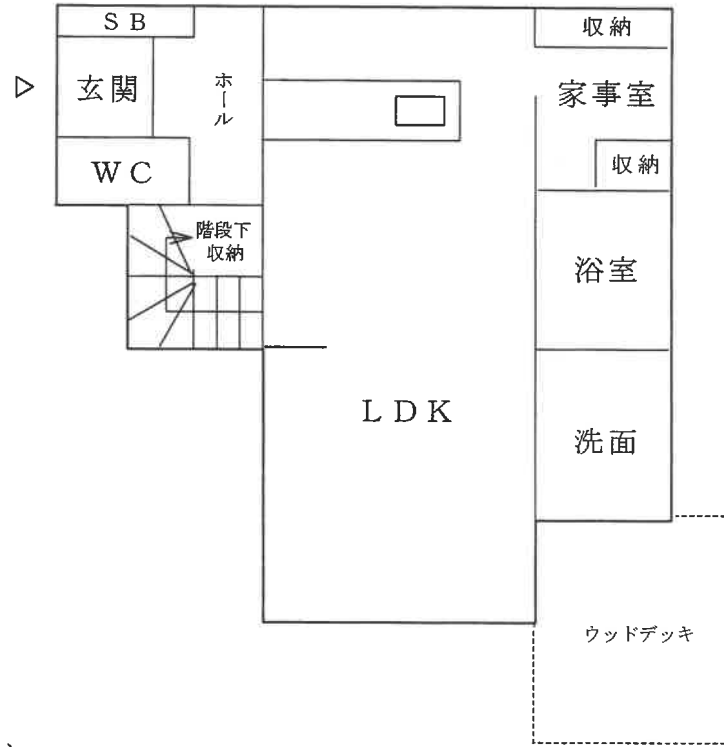
< --- > 現地概測数量



令和6年（ケ）第117号事件

間取図（概略）

（1階）



（2階）

